

## 船橋市 森林環境譲与税の活用方針

### 1. 森林環境譲与税概要

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和6年度から森林環境税が課税されている（森林環境譲与税は令和元年度より国からの譲与開始）。同法にて、森林環境譲与税の用途については、森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策の費用に充てなければならないと規定されている。

### 2. 目的

本方針では、森林環境譲与税を活用し、適切な森林整備及びその促進に関する取組を計画的かつ効果的に進めることを目的とする。

### 3. 活用方針

本市では、森林所有者や市民、森林ボランティア団体など関係者の現状や意向を把握し、今後の森林整備及びその促進について検討するための調査を行い、課題や森林環境譲与税を活用した取組についての「対応の方向性」を整理し、森林環境調査報告書内にまとめており、この「対応の方向性」を森林環境譲与税の活用方針とする。

#### （1）森林の整備

##### ① 森林整備全般について

<b>対応の方向性</b>	①森林環境譲与税の森林整備への活用。 ②活動時に切った木の運搬手段の確保、設備・経費等の支援、苗木の入手、防護柵の改修・新設等の支援。
---------------	--

##### ② ナラ枯れについて

<b>対応の方向性</b>	①ナラ枯れ対策に係る、市による伐採・薬剤散布等の対策の実施。 ②森林ボランティアによる、ナラ枯れ対策の薬剤・資材等の必要経費の支援（まだ有効な対策が確立されていない点も踏まえて、実験的な手法の実施も支援する）。
---------------	--

(2) 人材の育成及び確保

<b>対応の方向性</b>	①森林整備に係る費用負担の軽減検討。 ②森林に興味を持たせる講座や、技術講習会の実施。 ③市の広報にとどまらず、インターネットやSNSを用いた、森林ボランティアの活動のPR及び興味のある市民とのマッチング。
---------------	---

(3) 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

<b>対応の方向性</b>	①市の内外から人を呼び込む、体験型の普及啓発イベントの実施や開催支援。 ②教育部門での普及啓発。 ③インターネットやSNS、リーフレット、解説版等、多様な媒体を活用した市のPR活動の強化。
---------------	--

(4) 木材の利用の促進

<b>対応の方向性</b>	①市の公共施設、学校・保育所、その他木製製品を有効活用できる場所での、県産木材や国産木材の活用。
---------------	--